Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 4 年 12 月 14 日

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

山国川の樹木採取希望者を公募します!

~採取した樹木は営利目的でも使用できます~

山国川の樹木の採取希望者を下記により公募します 樹木は農業資材や燃料のほか販売目的での利用も可能です

【採取場所】 ① 福岡県築上郡吉富町幸子地先 (約 4,600m2)

(地図は別紙 資料-1 資料-2 資料-3)

【公募期間】令和4年12月14日から令和4年12月27日まで (伐採期間:令和5年1月16日から令和5年3月10日)

【応募方法】山国川河川事務所ホームページ又は担当窓口への問い合わせ 山国川河川事務所ホームページアドレス http://www.gsr.mlit.go.jp/yamakuni/

【担当窓口】

山国川河川事務所 管理課

TEL: 0979-24-0571 FAX: 0979-24-0683

中津出張所(採取場所①) TEL: 0979-22-0103 FAX: 0979-22-0104

※詳細については「山国川河川敷樹木等採取公募募集要項」で確認いただき、 ご不明な点は上記の担当窓口へお問い合わせください。

【記者発表に関する問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

管理課長 橋口 仁

TEL: 0979-24-0571 FAX: 0979-24-0683

山国川河川敷樹木等採取公募募集要項

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には流下阻害や河川の状況を確認する際の障害物になるため、河川管理上の支障 とならないよう伐採を行っていますが、経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、公募型による樹木の伐採を試 行するものです。

応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募してください。

- 1. 公募日 令和4年12月14日(水)
- 2. 概要
 - (1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募
 - (2) 採取場所 ① 福岡県築上郡吉富町幸子地先 【山国川 左岸 3k100~3k200】

(詳細は別紙 資料-1 位置図参照)

(3) 生育する樹種、樹径等の情報

樹種:竹林、笹、河畔林

- (4) 採取期間 採取の許可日 から 令和5年3月10日(金)まで
- (5) 試行の取り組み

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、河川管理上支障となることから、樹木、芝草及び雑草(以下「樹木」という。)に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者(以下「選定者」という。)と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

(6) 根拠法令

河川副産物の採取については、河川法(昭和39年法律第167号以下「法」という)第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第15条第1項に規定する竹木(以下「樹木」という。)あし及びかや等を対象に規定されています。

- 3. 公募への参加資格
 - ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為があった者でないこと。
 - ② 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
 - ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ④ 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
 - ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4. 応募方法

(1) 公募型樹木等採取応募申込書の提出【様式-1】及び伐採作業計画書の提出【様式-2】

① 提出方法 : 郵送又は持参とします。

② 提出先 : 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課 (管理係)

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2

③ 受付期間 : 令和 4 年 12 月 14 日(水)から令和 4 年 12 月 27 日(火)までの、土曜日、日曜日

及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

郵送の場合は令和 4年12月27日(火)必着。

5. 選定方法の概要

(1)選定者の決定方法

- ① 応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、 応募者の選定条件の中の採取条件の番号の若い条件より優先して選定を行います。
- ② 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認のために、必要に応じて応募者に ヒアリング等を実施することがあります。
- ③ なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募の中から抽選により申請者を選定します。
- (2) 選定の結果通知は、令和5年1月10日までに応募者全員へ通知します。
- (3)選定された方へは、結果通知の他、採取箇所(採取区画)、採取期間を併せて通知します。

6. 応募者の選定条件

応募者の選定にあたっては、以下のとおり採取条件を設定し、採取条件の番号の若い条件より優先して選定を 行います。

- (1) 選定者において繁茂している樹木を採取する場合。
- (2) 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を採取する場合。
- (3) 河川管理者において伐開及び玉切り加工され、河川区域内に集積された伐採木を採取する場合。
- (4) その他現地状況により協議のうえ決定する。
 - ※1:最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の際は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合があります。
 - ※2:集積された伐採木の積込み及び運搬については、選定者が行うこととします。

7. 選定後の手続き

(1) 選定の結果を受けた者は、河川法施行規則(昭和 40 年建設省令第7号)第13条第1項の規定に定める法第25条の許可に係る申請書を提出して下さい。

①提出書類:許可申請書【様式-3】

伐採作業計画書【様式-2】※応募時に提出したもの

位置図及び実測平面図※公募資料【資料-1~2】の選定箇所

②提出方法:郵送又は持参とします。

③提出先 : 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課 (管理係)

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2

④受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時30分から17 時00分まで。

8. 採取における実施すべき安全対策等の内容

- (1) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (2) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

9. 採取で生じた枝葉等の処理について

- (1) 伐採等の作業により発生した不要な枝葉や木片等については、現地に集積していただければ当方にて処分しますので、ご連絡下さい(集積の際は長さが 0.5m 以下になるようカットしてください)。
- (2) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

10. 作業環境

採取に係る作業環境については、選定の結果通知後に当方と調整を行うこととします。

11. 作業における注意事項等について

作業にあたり下記について、河川管理者が指示又は指導を行う場合があります。

- (1)河川管理者が、河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施 状況を把握します。
- (2) 選定者が樹木等の採取及び樹木の搬出をするにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (3) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自 損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を 負いません。
- (4) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (5) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。
- (6) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

12. 採取料徴収

土石採取料その他の河川産出物採取料について、河川法第32条第1項及び福岡県河川流水占用料等徴収条例の 規定により、福岡県が河川法第25条の許可を受けた者から徴収することがあります。

詳しくは、採取の場所を所管する福岡県の各県土整備事務所(管理課管理第二係、用地課管理係又は支所庶務課) にお問い合わせください。

13. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に完了報告及び実績数量(m3、t、軽トラ何台分など)の報告を 行うこととします。

14. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、選定者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

15. 説明会

説明会は行わないものとします。

16. 応募要領及び応募様式に対する質問

(1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出

① 提出方法 : 質問する場合は、持参又はFAXで書面により提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、FAX番号を記載して下さい。

なお、企業の場合は、担当の部署等の記載もして下さい。

② 提出先 : 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課

FAX 0979-24-0683

③ 受付期間 : 令和 4 年 12 月 14 日(水)から令和 4 年 12 月 27 日(火)までの、土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

(2) 質問に対する回答

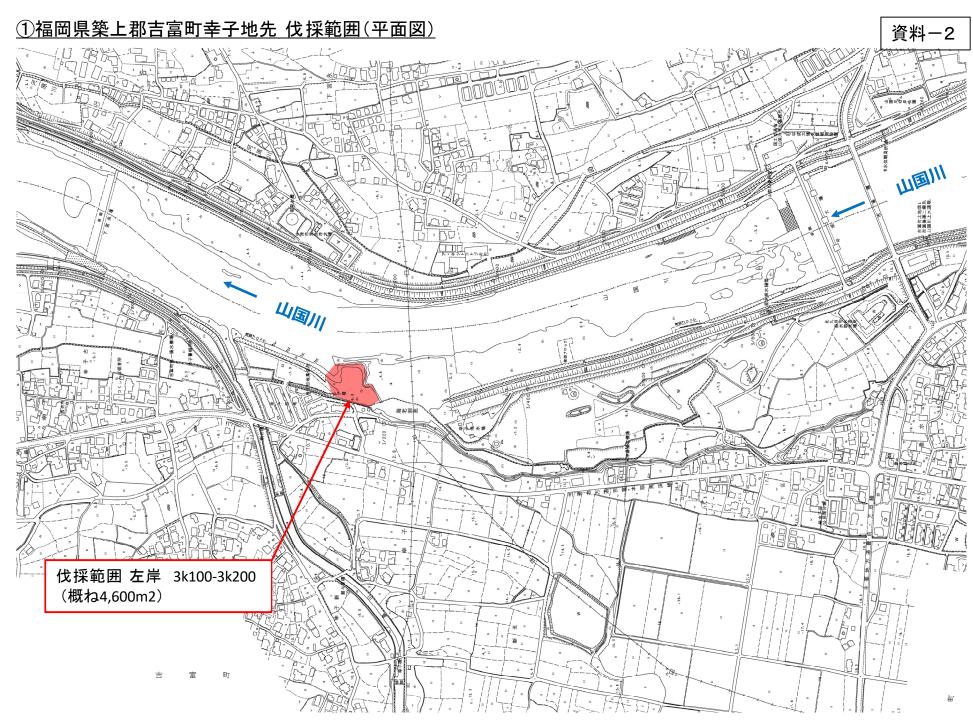
① 回答方法 :質問者の方へ郵送又はFAXで書面による回答を行います。

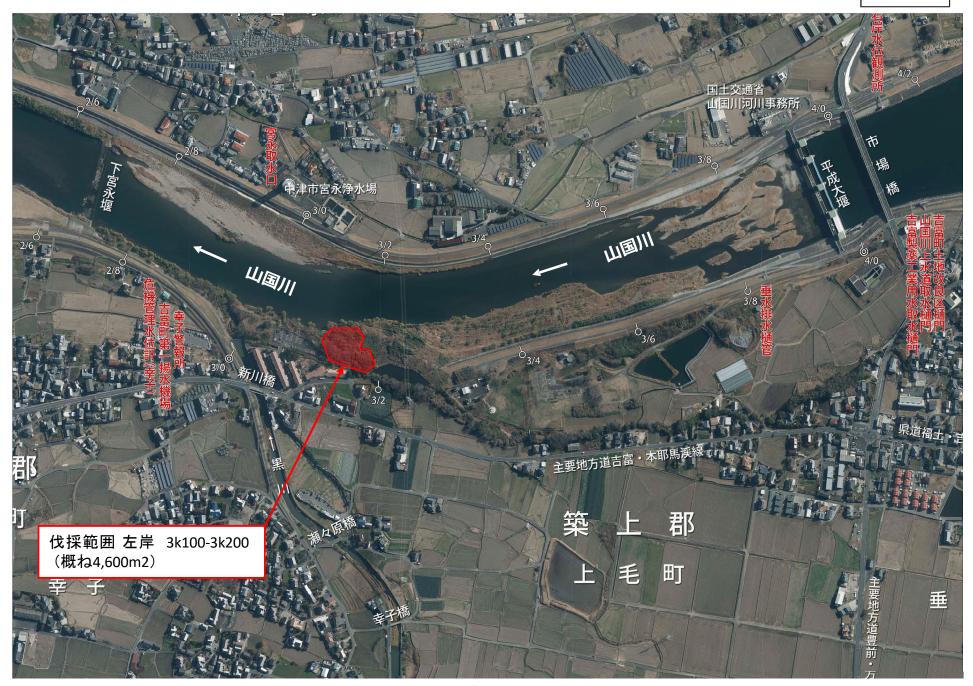
② 回答日 : 質問内容をとりまとめのうえ、令和 4年12月21日(水)までに行います。

17. 無効

公募において示した参加資格にみたない者の申請書、又は資料に虚偽の記載をしていた場合には決定を取り 消します。 <u>〇公募型樹木等伐採 位置図</u> 資料-1







公募型樹木等採取応募申込書

令和	年	口	
(T) (T)	T-	Н	E

山国川河川事務所長 殿

応募者 住所 〒

氏名 印

所属団体・企業名

令和4年12月14日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 伐採場所及び希望する採取条件

※希望する採取条件番号の記入をお願いします。

【採取場所】 【採取条件】

○ 福岡県築上郡吉富町幸子地先 (山国川 左岸 3k100~ 3k200)

【採取条件】

- ① 許可受け者において繁茂している樹木を採取
- ② 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を採取
- ③ 河川管理者において伐開及び玉切り加工され、河川区域内に集積された伐採木を採取

※応募多数の場合は、採取が出来ない場合があります。

- 2. 伐採木の使用目的:_____
- 3. 採取を希望する河川産出物の種類: ______

4.	採取場所の 以下の項目 [*]	確認状況 で該当箇所にチェックを記載	
		□ 確認済み□ 未確認	
5.	採取の方法 以下の項目 [*]	で該当箇所にチェックを記載	
	(伐採方法)	□ チェンソーにより伐採を行う□ ノコギリにより伐採を行う□ その他の方法により伐採を行う(伐採方法:)
	(小割方法)	□ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する □ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する □ その他の方法 ()
	(運搬方法)	□ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する(積込方法:□ 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する(積込方法:□ その他の方法(
	(枝葉処理)	□ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する □ その他の処理 ()	
	※上記以外に作	業に関する事項があれば記載する。	
	6. 採取の期I 作業	間 予定期間 : 月 日 ~ 月 日(のうち 日間)を予定	
		: 携帯可): 先 :	

8. 3	公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載
	過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
	公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71
	条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
	公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再
	生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
	直近1年間の税を滞納している者ではない。
	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通
	省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

公募型樹木等採取応募申込書(記入例)

令和 4 年 12 月 14 日

山国川河川事務所長 殿

応募者

住所 〒871-0026

大分県中津市 大字高瀬1851-2



氏名 山国 太郎

所属団体·企業名 <u>国土交通省</u>

令和4年12月14日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 伐採場所及び希望する採取条件

※希望する採取条件番号の記入をお願いします。

【採取場所】

【採取条件】

○ 福岡県築上郡吉富町幸子地先 (山国川 左岸 3k100~ 3k200)



【採取条件】

- ① 許可受け者において繁茂している樹木を採取
- ② 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を採取
- ③ 河川管理者において伐開及び玉切り加工され、河川区域内に集積された伐採木を採取 ※応募多数の場合は、採取が出来ない場合があります。

2.	伐採木の使用目的:		新ヘトーノ		
3	 	産出物の種類・		樹木	

	以下の項目で	ぎ該当箇所にチェックを記載	
		☑ 確認済み	
		□ 未確認	
5	. 採取の方法		
	以下の項目で	該当箇所にチェックを記載	
	(伐採方法)	□ チェンソーにより伐採を行う	
		□ ノコギリにより伐採を行う	
		☑ その他の方法により伐採を行う(伐採方法: 専用重機による)
	(小割方法)	☑ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する	
		□ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する	
		□ その他の方法()
	(運搬方法)	☑ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する(積込方法: 人力)
		□ 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する(積込方法:)
		□ その他の方法()
	(枝葉処理)	☑ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する	
		□ その他の処理()	
	※上記以外に作	************************************	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10. 10. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	
		軽トラ 3 台使用予定	

6. 採取の期間

4. 採取場所の確認状況

作業予定期間 : 2月1日 ~ 2月28日(のうち20日間)を予定

7. 応募者の連絡先

住所 : 大分県中津市

大字高瀬1851-2

連絡先(携帯可) : 090-1234-5678緊急連絡先 : 090-1234-5678FAX番号 : 0979-12-5678

メールアドレス : yamakuni-taro@yahoo.co.jp

※FAX番号、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

- 8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック 2を記載
 - ☑ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
 - ✓ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
 - ✓ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
 - ☑ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
 - ☑ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通 省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

令和 年 月 日

山国川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)

(氏名)

(所属団体・企業名)

(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 \sim 令和 年 月 日

(作業時間) : ~ : :

【作業者】

< 遵守する事項>

【安全対策等】

(作業時服装)・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

(隣接者調整)・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。

- ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
- ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
- ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と 調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡 が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。 (申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - 事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。

(法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

(坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

(その他) ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。

- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。 (二日酔いも含む) 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が 起こらないようにする。
- ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

	※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。
L	
1	ツァのルールがル米へはしょっせかよっとすることにいってもして
	※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

様式-3

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

申請者 住所 氏名

別紙のとおり河川法第 25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏 名

電話番号